

漁業法（抜粋）

発令　　：昭和24年12月15日号外法律第267号

最終改正：令和3年5月28日号外法律第47号

改正内容：令和3年5月28日号外法律第47号[令和3年5月28日]

（協定の締結）

第二百二十四条 漁業者は、漁獲割当管理区分以外の管理区分（第七条第二項に規定する管理区分をいう。）における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、協定を締結し、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事に提出して、当該協定が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の協定（以下この章において単に「協定」という。）においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 協定の対象となる水域並びに水産資源の種類及び漁業の種類
- 二 協定の対象となる種類の水産資源の保存及び管理の方法
- 三 協定の有効期間
- 四 協定に違反した場合の措置
- 五 その他農林水産省令で定める事項

（協定の認定等）

第二百五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、前条第一項の認定の申請に係る協定の内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- 一 資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に照らして適当なものであること。
- 二 不当に差別的でないこと。
- 三 この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。
- 四 特定水産資源を対象とする協定にあつては、当該特定水産資源に係る大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものであると認められるものであること。
- 五 特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定にあつては、この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令により漁業者が遵守しなければならない措置以外に当該水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること。
- 六 その他農林水産省令で定める基準を満たしていること。

2 前項に規定するもののほか、協定の認定（協定の変更の認定を含む。）及びその取消し並びに協定の廃止に関し必要な事項は、政令で定める。

漁業法施行規則

発令　　：令和2年7月8日号外農林水産省令第47号

最終改正：令和2年12月21日号外農林水産省令第83号

改正内容：令和2年12月21日号外農林水産省令第83号[令和2年12月21日]

(協定の認定の基準)

第三十七条　法第二百五条第一項第六号の農林水産省令で定める基準は、法第二百二十四条第二項第四号及び第五号に掲げる事項の内容が、協定に参加している者に過重な負担を課するものでないこととする。